

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
3月15日
(火曜日)

目次

- 規則
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一
- 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 一
- 告示
特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 二
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 四
- 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部改正 (建築指導課) 四
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (五件) (商政課) 四
- 県営川西地区経営体育成基盤整備事業 (第二換地区) の換地処分 (農村整備課) 六
- 県営南河内地区中山間地域総合整備事業 (土生換地区) の換地処分 (農村整備課) 六
- 山口都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 六
- 企業局告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 七
- 雑報
争議行為の通知 八



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県規則第五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和五十四年山口県規則第五十三号) の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

- 三 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で、県の区域 (下関市及び山口市の区域を除く。) においてキジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則 (昭和四十四年山口県規則第四十六号) の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

別表山口県立西部高等産業技術学校の項中

溶接技術科	一〇人
木造建築科	二〇人

に改める。

木造建築科	二〇人
-------	-----

を

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



山口県告示第六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域 山陽小野田市

二 検査の期日、場所等

平成二八、四、一八 午前一〇時から正午まで 山陽小野田市赤崎公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇分まで 山陽小野田市民館

〃 〃 〃 午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで 山陽小野田市厚陽公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時三〇分まで 山陽小野田市商工センター

〃 〃 〃 午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで 山陽小野田市埴生公民館

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで 山陽小野田市厚狭地区複合施設

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一時三〇分まで 山陽小野田市有帆公民館

〃 〃 〃 午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山陽小野田市役所

平成二十八年四月二十二日から同年六月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成二十八年十月三日から同年十二月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 山口市
二 検査の期日、場所等

平成二八、五、九 午前一〇時から正午まで 山口市吉敷地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 山口市仁保地域交流センター

〃 〃 〃 午前九時から午前一〇時まで 山口市鑄銭司地域交流センター

〃 〃 〃 午前一時から正午まで 山口市小鯖地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 山口市大内地域交流センター

〃 〃 〃 午前九時三〇分から午前一時三〇分まで 山口市嘉川地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時から午後二時まで 山口市二島地域交流センター

〃 〃 〃 午後二時三〇分から午後三時三〇分まで 山口市陶地域交流センター

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一時三〇分まで 山口市宮野地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から正午まで 山口市大歳地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 山口市平川地域交流センター

〃 〃 〃 午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山口市福祉センター

〃 〃 〃 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山口市阿知須総合支所

〃 〃 〃 午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 山口市小郡総合支所

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一時三〇分まで 山口市大海総合センター

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで 山口市秋穂総合支所

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一時三〇分まで 山口市徳地域交流センター

〃 〃 〃 午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 山口市徳地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 山口市徳地域交流センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 山口市徳地域交流センター

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 山口秋穂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市鑄銭司字岡上ノ原五二二四の 一地从先から 同市鑄銭司字下徳田三八〇五の 一地从先まで 及び 山口市鑄銭司字下徳田三八〇五の 一地从先から 同市鑄銭司字大蔵三七六一の 一地从先 まで 山口市鑄銭司字岡上ノ原五二二四の 一地从先から 同市鑄銭司字上徳田三八六四の 一地从先まで 及び 山口市鑄銭司字上徳田三八六四の 一地从先から 同市鑄銭司字大蔵三七六一の 一地从先 まで			最狭 三〇・〇〇	二九・〇	一般国道二号の 道路の区域 (重用)
			最狭 四〇・七・二	五六六・二	
			最狭 三六・〇〇	三〇〇・〇	一般国道二号の 道路の区域 (重用)
			最狭 九三・〇五	五四〇・〇	

山口県告示第六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
石丸(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号
と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
萩 市	三 見	上 石 丸	二三三二	一号
		石 丸	一七九三	二号
		〃	一七九二	三号
		〃	一七八九の一	四号
		日 間	一七八八	五号
		石 丸	一七八九の一	六号
		上 石 丸	二三三九の二地先	七号
		〃	二三三九の一	八号
		〃	二三三九	九号
		〃	二三三七の一地先	十号

山口県告示第六十六号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同以上の知識及び技能を有すると
認める者に関する告示（平成二十年山口県告示第五百五十七号）の一部を次のように改
正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

四中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八」を
「建築士法第二条第五項」に改める。
別表第二及び別表第三中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。



（九三）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
二十七年十月二十七日山口県公告（三二五）に係る大規模小売店舗について次のとおり
岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岩国店

所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十七日山口県公告(三二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

所在地 柳井市新庄四四の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十七日山口県公告(三二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山西店

所在地 周南市都町三丁目二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十七日山口県公告(三二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十七日山口県公告(三一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ田布施店
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(九八) 県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営川西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のとおり
行いました。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
平成二十八年三月一日

- 二 換地処分の内容

県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書に記載された換地
計画のとおり

(九九) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(土生換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る土生換地区の換地処分を次のとお
り行いました。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
平成二十八年三月一日

- 二 換地処分の内容

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(土生換地区)換地計画書に記載された換
地計画のとおり

(一〇〇) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計
画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ
り、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・四・七白石小鯖線

- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目及び糸米二丁目

- 三 変更の内容
区域及び構造の変更

- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十八年三月十五日から二週間

- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・四・九東山通り下矢原線

- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市道祖町

- 三 変更の内容
区域及び構造の変更

- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十八年三月十五日から二週間

- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・六・二十三黄金町春日町線

- 二 都市計画を変更する土地の区域

山口市黄金町、駅通り一丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、亀山町、春日町、上宇野令、滝町、水の上町、香山町、木町、天花二丁目、天花三丁目及び上堅小路

- 三 変更の内容
名称、位置、区域及び構造の変更
- 四 都市計画の縦覧期間
平成二十八年三月十五日から二週間
- 五 都市計画の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画道路三・六・四十八野田香山町線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
山口市天花一丁目、天花二丁目、上宇野令、上堅小路、木町及び香山町変更の内容
- 三 路線の追加
- 四 都市計画の縦覧期間
平成二十八年三月十五日から二週間
- 五 都市計画の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課



山口県企業局告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、島田川工業用水道建設事業導水トンネル工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年三月十五日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

- 一 島田川工業用水道建設事業導水トンネル工事
- (一) 工事場所 光市大字浅江字北流田から下松市大字河内字鬼ヶ浴までの間
- (二) 工事の概要

工	法	延長
矢板工		一、六八四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十八年三月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - (二) 共同企業体競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県企業局周南工業用水道事務所 周南市大字徳山四九九八番地

(三) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年三月十五日から同年四月六日までの午前九時から午後四時三十分ま

で

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十八年五月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県企業局周南工業用水道事務所（電話〇八三四一―一五七七四）にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

(三) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。